

スプリングガーデン瀬谷（指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人泉正会が開設するスプリングガーデン瀬谷（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名称 スプリングガーデン瀬谷
- （2）所在地 神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷 1－2 7－2 5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、スプリングガーデン瀬谷の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1名以上

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

(3) 生活相談員 1名 (常勤兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整及び他の機関との連携に努めるものとする。

(4) 看護職員 4名以上 (常勤兼務)

介護職員 35名以上 (常勤兼務) 1名以上 (非常勤兼務)

看護及び介護職員は、利用者の入浴食事等の介護、その他日常生活上の世話及び健康状態の確認、もしくは必要に応じて健康保持の為の適切な措置など看護及び介護のそれぞれの持つ機能と役割の相互補完という形態でサービスの提供に努めるものとする。

(5) 栄養士または、管理栄養士 1名

栄養士または管理栄養士は、利用者の栄養管理を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練員は、利用者の心身の状況に応じ、その機能を回復し又は機能の減退を防止する為のサービスの提供を行うものとする。

(7) その他の職員

上記職種その他、職務内容に応じて必要な職員を置く。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1日5名とする。

(短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 送迎
- (4) レクリエーション行事
- (5) 健康管理
- (6) 相談援助

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 介護報酬設定上通常の利用日とされる日数を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額 1日につき 1日の介護報酬の10割
- (2) 食費 朝食 500円 昼食 600円 おやつ 150円 夕食 580円
1日あたり 1,830円
- (3) 居住費 2,030円 (1日)
- (4) 理美容代 カット 2,200円 顔そり 1,100円 パーマ 6,300円
毛染め 5,300円
- (5) 教養娯楽費 実費

(6) その他日常生活において通常必要となる費用であつて、利用者に負担させることが
適当と認められるもの 実費

(通常の送迎実施地域)

第8条 利用者の送迎を行う通常の実施地域は、瀬谷区、泉区、旭区、大和市、藤沢市、綾瀬市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、施設における日常生活上必要な基本的なルールに沿っていただき、介護職員等の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないよう配慮するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関への連絡を行うなど、適切かつ必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員に対しては、退職後も業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持させる為、雇用契約の内容とする。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を得る。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行う。

3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第15条 事業所は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人泉正会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。